

共有地利用の変遷と村の行方 石川県旧鳳至郡門前町七浦地区における植林と村の規約

Changes in the Use of Communal Land and the Fate of a Village:
Afforestation and Village Conventions in the Shitsura District of
Monzen-machi, Formerly Fugeshi-gun, Ishikawa Prefecture

安井眞奈美

- ①動き続ける村
- ②ハマとザイー海岸部と山間部の村
- ③共有地の登記整理
- ④村の共有地利用
- ⑤七浦村の炭焼き
- ⑥植林の奨励と官行造林
- ⑦昭和恐慌による打撃
- ⑧戦争にむけての動き
- ⑨戦後の規約
- ⑩「莫大な富を生む」植林への期待
- ⑪今後の課題

【論文要旨】

本稿は、明治期から現代にかけて、村の共有地利用と管理のあり方が、入会に関する法律や国の造林政策を受けていかに変化してきたのか、石川県旧鳳至郡門前町七浦地区を事例として、区の規約を参照しながら明らかにしたものである。筆者は、共有地利用と管理の変遷を、人々が村をまとめる論理を再編していく過程として読み解くことを目的としており、本稿はその準備作業にあたる。

七浦村は、1889（明治22）年の町村合併で誕生した行政村で、下位組織としての区が村としてのまとまりを維持してきた。七浦村各区の共有地は、区の構成員であれば誰もが自由に利用できる入会の形態を示す里山で、自家燃料としての薪や肥料として用いる落葉類を採取し、放牧や炭焼きを行なう生産と生活に欠かせない場所であった。このほか共有地では、竹材や製炭材が産出され、明治以降造林の奨励を受けて、おもに針葉樹の植林が進められた。また1960年代からは、林業公社との契約による造林が主流を占めようになると、区の人々は土地を提供するだけで植林作業には関与しなくなっていた。結果として共有地は、人々の生活から切り離されていくこととなった。注目したいのは、山間部のある区では1960年代以降、過疎化や高齢化が進み、共同体としてのまとまりが弱まるなか、共有地での分収造林の契約書が、離村者も含めた区の人々をつなぎとめておく強力な指標とされた点である。このように、入会に関する法律や国の政策は、村の共有地利用と管理のあり方を大きく改変することとなったが、一方で村は、共有地の登記書や、植林の契約書などを利用して、村をまとめる論理を再編し続けてきたのであった。

ところが2000年代に入ると、長年にわたる林業の不振が用材の価格をさらに下落させ、現在共有地で行なっている分収造林の伐採時には、収益を得るどころか赤字になってしまう可能性が出てきた。当該区は、この現実に対して、村をまとめる論理をどのように再編し、村の枠組みを保っていくのか——この点について筆者は現在フィールドワークを継続中であり、本稿ではそこに至るまでの過程を明らかにし、若干の考察を加えた。